平成２０年（フ）第５７５号
静岡県磐田市西貝塚562番地１
破産者　神谷　　等
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
静岡県浜松市中区富塚町918番地の１、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目51番28号
破産者　正守　信彦
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
静岡県浜松市西区西山町1177番地の31、前住所静岡県浜松市中区海老塚町849番地
破産者　杉本　静夫
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
静岡県浜松市東区長鶴町290、住民票の住所静岡県浜松市南区三新町710番地の１
破産者　杉本　盛平
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３４２号
愛知県弥富市子宝４丁目28番地
破産者　橋本　佳栄
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４６号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目1118番地　マンションイトキ滝ノ水101号
破産者　前盛　　勝
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６号
京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町11番地18　東丸太町ハウス２階
破産者　田村　　徹
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１３号
京都市西京区松尾大利町36―３アンプルールフェール大利町302、開始決定時の住所京都府亀岡市南つつじヶ丘桜台５丁目７番２号
破産者　高山工務店こと　高山　信二
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
長野県北佐久郡軽井沢町長倉3863―44―302、住民票上の住所神戸市中央区北野町３丁目５番16号
破産者　樋口　裕之
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７１号
神戸市兵庫区新開地６丁目１番５―1406号
破産者　小西　弘史
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０８号
神戸市北区大沢町日西原1489番地
破産者　上坂　　剛
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５３号
神戸市垂水区上高丸３丁目15番７号
破産者　内藤　忠雄
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１７６号
奈良県桜井市大字初瀬704番地
破産者　豊森　博一
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４４０号
広島市安佐南区西原３丁目22番10―704号
破産者　林　　定男
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８８４号
広島市南区翠３丁目17番13号
破産者　宮崎　隆昭
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１０４号
香川県観音寺市大野原町花稲547番地２
破産者　合田　　司
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第３８号
長崎県諫早市小長井町小川原浦460番地４
破産者　田川　武資
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
長崎県諫早市小船越町705番地２
破産者　山田ミサ子
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
沖縄県国頭郡金武町字金武10182番地の２
破産者　伊藝　　聡
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部